

京都大学における情報公開制度の実施に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第20条 開示請求者は、第3条の規定による<u>申請</u>を行う際に、併せて開示請求手数料を開示窓口において現金で納付しなければならない。</p> <p>2 法人文書の開示を受ける者は、第17条又は第18条の規定による申出を行う際に、併せて開示実施手数料を開示窓口において現金で納付しなければならない。</p> <p>3 開示請求手数料及び開示実施手数料の額は、総長が定める。</p> <p>4 法人文書の開示を受ける者で法人文書の写しの送付を希望するときは、第17条又は第18条の規定による申出を行う際に、併せて郵送料を郵便切手で納付しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第20条 開示請求者は、第3条の規定による<u>請求</u>を行うに当たっては、総長が別に定める方法により開示請求手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 法人文書の開示を受ける者は、第17条又は第18条の規定による申出を行うに当たっては、総長が別に定める方法により開示実施手数料を納付しなければならない。</p> <p>3 } 4 } (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>